

徳島市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

うるおいと安らぎのある快適な生活空間を確保し、住みよい街づくりを進めるうえで、廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の構築が重要な課題となっており、また、地球的視野に立った自然環境の保全、資源の有効活用等の意識が高まるなか、リサイクルの促進等による資源の再利用への社会的要請に行政として応えていく必要がある。

一方、生活様式の多様化や産業構造の変化は、ごみ量の増大やごみ質の多様化をもたらし、本市においても、ごみ処理経費の増大や最終処分場の短命化、ごみ処理・処分施設の立地難等が切実な問題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物のなかで大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集するにあたり、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分量を削減し、資源リサイクルを進め、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 限りある地球資源を有効に活用するとともに、自然環境の保全に配慮した地域社会を目指す。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となって、排出抑制やリサイクルを図るための運動を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象と

する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物排出量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	12,007 t	11,929 t	11,850 t	11,765 t	11,680 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 使い捨て製品の使用抑制、詰替製品の利用の推進

使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にす生活スタイルを心がけるよう呼びかける。

(2) マイバッグ持参や簡易包装の推進

販売店がレジ袋削減や簡易包装の自粛に向けた取り組みを実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ（買い物袋）の持参、簡易包装の選択などを呼びかける。

(3) 2Rに向けた取組み

2Rの推進を周知・啓発する。

(4) 環境教育・環境学習の充実

市民・事業者・行政が連携し、環境学習講座や環境関係施設の見学会を実施することで、ごみ問題に対する意識の向上や行動に移すための知識の学習を推進する。

(5) 新たな情報発信ツールの導入

ごみ減量に関する情報について、SNSを活用し情報発信する。

(6) 徳島市エコステーション等の拠点回収事業の拡充

現在実施している拠点回収事業について拡大・充実を図り、市民の利便性を高めながら資源ごみの回収率を向上させることを目指す。

〈排出抑制のための役割分担〉

(1) 市民の役割

- ア 使い捨て製品の使用を避け、詰替え製品の利用に努める。
- イ マイバッグ（買い物袋）持参の定着に努める。
- ウ 簡易包装を行っている販売店を優先して利用する。
- エ リユースを促進するため、「エコクッキング」、「エコメニュー」に取り組む。
- オ 環境学習講座や見学会に積極的に参加する。
- カ 情報発信ツールを活用する。
- キ 積極的に徳島市エコステーション等の拠点回収事業を活用する。

(2) 事業者の役割

- ア 詰替え製品の販売を推進する。
- イ マイ箸やマイカップの持参が定着できる仕組みを導入する。
- ウ 簡易包装の導入を推進する。
- エ 事業所内で発生する事業所系ごみについて、再使用の可能性について検討する。
- オ 市民に向けた環境学習講座や見学会に積極的に参加する。
- カ 環境学習や社会見学などを積極的に実施し、ごみの減量や分別について理解を深める。
- キ 多量排出事業者や一定規模以上の事業所は減量計画書を作成し、ごみの減量化を推進する。
- ク 情報発信ツールを活用する。

(3) 行政の役割

- ア ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にしている生活スタイルを心掛けるよう広報・周知等の活動を行う。
- イ 販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかける。
- ウ 市民に対し、事業者が行う取り組みを紹介するとともに、簡易包装の選択を呼びかける。
- エ イベントにおけるバザーの開催・支援を行う。
- オ 2Rをより押し出した方針・取組みを打ち出す。
- カ 環境学習講座や見学会を実施する。
- キ 広報誌、ホームページ等を活用した情報発信を実施する。
- ク 情報発信ツールの周知、活用のメリット等について啓発を行っていく。
- ケ 常設の回収拠点施設の増加・拡充、事業者との協働による拠点回収、地域コミュニティとの協働による拠点回収、移動式拠点回収事業、新たな拠点回収品目の追加を検討する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

収集運搬の効率性を考慮し、缶・びん・ペットボトルの3種類を一括で、また、紙パック・段ボール・紙製容器包装の3種類を一括で収集し、プラスチック製容器包装については別途収集する。

なお、令和5年度においては現行の8分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、新聞紙、雑誌・ダンボール・紙パック、粗大ごみ、有害ごみ）で継続して収集を実施し、プラスチック製容器包装のうち白色トレイについては、分別収集と並行し、一部の公共施設、店頭での拠点回収も行う。

容器包装廃棄物の分別

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・びん・ペットボトル 一括収集
主として ガラス製の 容器”	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック・段ボール・その他 紙製容器包装（雑誌と一緒に 収集） 一括収集
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		缶・びん・ペットボトル 一括収集
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品 トレイ（以下「白色トレイ」 と表記）
		ペットボトル・白色トレイ以 外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

ごみの量の見込み

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	282 t		280 t		278 t		276 t		274 t	
主としてアルミ製の容器	398 t		396 t		393 t		390 t		387 t	
無色のガラス製容器	(合計) 232 t		(合計) 231 t		(合計) 229 t		(合計) 228 t		(合計) 226 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 232 t	(引渡)量	(独自処理)量 231 t	(引渡)量	(独自処理)量 229 t	(引渡)量	(独自処理)量 228 t	(引渡)量	(独自処理)量 226 t
茶色のガラス製容器	(合計) 242 t		(合計) 241 t		(合計) 239 t		(合計) 237 t		(合計) 236 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 242 t	(引渡)量	(独自処理)量 241 t	(引渡)量	(独自処理)量 239 t	(引渡)量	(独自処理)量 237 t	(引渡)量	(独自処理)量 236 t
その他のガラス製容器	(合計) 59 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t		(合計) 58 t		(合計) 58 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 59 t	(引渡)量	(独自処理)量 59 t	(引渡)量	(独自処理)量 59 t	(引渡)量	(独自処理)量 58 t	(引渡)量	(独自処理)量 58 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	49 t		49 t		49 t		48 t		48 t	
主としてダンボール製の容器	1,533 t		1,523 t		1,513 t		1,502 t		1,492 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 176 t		(合計) 174 t		(合計) 173 t		(合計) 172 t		(合計) 171 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 176 t	(引渡)量	(独自処理)量 174 t	(引渡)量	(独自処理)量 173 t	(引渡)量	(独自処理)量 172 t	(引渡)量	(独自処理)量 171 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 242 t		(合計) 241 t		(合計) 239 t		(合計) 237 t		(合計) 236 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 242 t	(引渡)量	(独自処理)量 241 t	(引渡)量	(独自処理)量 239 t	(引渡)量	(独自処理)量 237 t	(引渡)量	(独自処理)量 236 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,143 t		(合計) 3,123 t		(合計) 3,102 t		(合計) 3,080 t		(合計) 3,058 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 3,142 t	(引渡)量	(独自処理)量 3,122 t	(引渡)量	(独自処理)量 3,101 t	(引渡)量	(独自処理)量 3,079 t	(引渡)量	(独自処理)量 3,057 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1 t									
	(引渡)量	(独自処理)量 1 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口については、本市公表の推計人口等と国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に次のとおり設定した。

徳島市人口見込み

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
247,309人 (対前年度比) 99.35%	245,697人 (対前年度比) 99.35%	244,088人 (対前年度比) 99.35%	242,328人 (対前年度比) 99.28%	240,570人 (対前年度比) 99.27%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、次のとおりとする。

分別収集の実施主体

分別収集者

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶・びん・ペットボトル	市による 定期回収	委託業者
	アルミ			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
プラスチック	ペットボトル			
	トレイ			
	プラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	市による 定期回収	委託業者
紙	紙パック	紙パック・段ボール・その他紙製容器包装（雑誌と一緒に収集）		
	段ボール			
	その他紙製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管は、当市の不燃物減量・再資源化施設（民間委託、3か所）や古紙業者で行う。

なお、将来の分別対象品目の増加等も見据え、市直営の選別・保管施設の建設について検討する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 集団回収の促進

衛生組合、町内会、子供会等の住民団体による集団回収を促進するため、登録団体の拡充や回収対象品目、回収量の拡大が図られるよう、引き続き支援していく。

(2) 店頭回収の促進

事業者が設置した店頭回収設置店の情報を市のホームページなどで広く紹介し、市民の資源回収を促進する。

(3) 徳島市エコステーションの利用拡大を図る

平成27年3月、城東町二丁目に開設した徳島市エコステーションをPRし、更なる利用拡大を図る。

(4) 周知・広報活動の徹底

分別排出に対して住民の理解と協力が得られるよう、地域ごと、市民団体ごとに説明会を実施していくとともに、広報紙やマスメディアによる広報活動、チラシの全戸配布等を実施する。

(5) ごみ減量化推進員の活用

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、地域住民に対するごみの適正排出、減量化の周知、指導及び市の広報活動への協力、地域住民からの意見の伝達等に、ごみ減量化推進員を積極的に活用する。

(6) 雑がみ回収袋の配布

リサイクル推進活動に取り組む市民団体等に対して、雑がみ回収袋を配布し、古紙類の資源リサイクルの向上を図る。